

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施（4件）（商工政策課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（ " ）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4

告 示

高知県告示第96号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十市	平成25年7月1日	午後1時30分から午後2時15分まで	富山地区集会所
"	"	午後3時から午後3時45分まで	J A高知はた東部出張所
"	平成25年7月2日	午前9時30分から午前11時まで	J A高知はた旧中筋出張所
"	"	午後1時から午後1時45分まで	四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ
"	"	午後2時45分から午後4時45分まで	ホームセンターマルニ四万十店駐車

			場 場
"	平成25年7月3日	午前9時30分から午前11時30分まで	下田地区集会所
"	"	午後1時から午後4時まで	J A高知はた中村支所やさい集出荷場
"	平成25年7月4日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市立文化センター
"	平成25年7月5日	午前9時から午前11時30分まで	"
"	平成25年7月9日	午前9時30分から午前10時まで	口屋内集出荷施設前
"	"	午前11時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市西土佐総合支所
"	平成25年7月10日	午前10時30分から午前11時まで	株式会社大宮産業
"	平成25年7月11日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
 四万十市
 (2) 検査の年月日
 平成25年7月11日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第97号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐市	平成25年7月17日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	J Aとさし戸波支所園芸品集出荷場
"	平成25年7月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	新居コミュニティーセンター
"	"	午後1時から午後3時30分まで	高知県漁業協同組合宇佐統括支所
"	平成25年7月22日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	J Aとさし高岡支所
"	平成25年7月23日	午前10時から正午まで	"
"	平成25年7月24日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
 土佐市
 (2) 検査の年月日
 平成25年7月24日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第98号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
仁淀川町	平成25年9月10日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所
〃	平成25年9月11日	午前11時から正午まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町役場
〃	平成25年9月12日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
仁淀川町

- (2) 検査の年月日
平成25年9月12日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第99号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
いの	平成25年9月	午前11時から正午	吾北山村開発セン

町	17日	まで	ター
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	いの町立吾北中央公民館
〃	平成25年9月18日	午前9時30分から午前10時まで	土佐れいほく農業協同組合脇ノ山事業所
〃	〃	午前10時45分から正午まで	いの町本川総合支所
〃	平成25年9月19日	午前10時から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合八田支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	波川公民館
〃	平成25年9月24日	午前10時30分から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合神谷支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	高知県中部教育事務所
〃	平成25年9月25日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	すこやかセンター伊野
〃	平成25年9月26日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
いの町

- (2) 検査の年月日
平成25年9月26日から同年12月20日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第100号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定

により告示する。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町大植字黒滝1886（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
鉱業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第101号

平成25年1月農林水産省告示第20号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高知市宝町3番17号
イ 氏名
近森 伊三夫
 - (2)ア 登記簿記載の住所
南国市岡豊町蒲原39番下1番地
イ 氏名
濱口 乙女
 - (3)ア 登記簿記載の住所
静岡県庵原郡興津町中宿官有無番地
イ 氏名
庭瀬 守昭
 - (4)ア 登記簿記載の住所
香美郡在所村朴ノ木83番屋敷
イ 氏名
小松 利右エ門
 - (5)ア 登記簿記載の住所
宿毛市片島930番地1
イ 氏名
原 卓美
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示

<p>第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。</p> <p>平成11年12月農林水産省告示第1618号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第102号</p> <p>平成25年1月農林水産省告示第21号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成25年2月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡広見町出目2530番地</p> <p>イ 氏名 竹内 ハナエ</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市高須一丁目13番地18号 第二前田マンション702</p> <p>イ 氏名 松本 和美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷670番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 宮治</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷659番地</p> <p>イ 氏名 大崎 長実</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 良次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 良吾</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 周吾</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 甚助</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 伊勢松</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 兼太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 伊勢次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 永之助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 新三郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 山中 芳吾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡本 慶吾</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 兼太郎</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 才吉</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 藤岡 猪三郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p>	<p>イ 氏名 宮本 斧平</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 伊藤 嘉恵吉</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 藤原 徳四郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 山中 留五郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 藤原 鉄太郎</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 吉岡 弥太郎</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡山 宮吉</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岡崎 弘</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂748番地</p> <p>イ 氏名 片岡 四次郎</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高知市神田2199番地 6</p> <p>イ 氏名 坂本 幸子</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 高知市神田2199番地 6 坂本 幸子方</p> <p>イ 氏名 山中 克彦</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村本村543番地</p> <p>イ 氏名</p>
--	--	--

尾崎 八百馬
 (31)ア 登記簿記載の住所
 奈良県橿原市菖蒲町一丁目1番11号
 イ 氏名
 上田 雄康

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成11年11月農林水産省告示第1619号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成25年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年11月2日 24高都計第325号	南国市田村字ム子ツ グ甲15番2ほか	南国市田村甲15番 地2 大久保 護